

ご相続手続きに必要な書類の一覧表

取得場所	対象者	ご用意頂く書類の名称など	チェック欄	ご用意頂く書類の内容など	備考
市役所	被相続人様	戸籍謄本		ご誕生からご逝去までのものが必要です。既に配偶者が亡くなっている場合などで、その戸籍中に他に生存されている方のお名前が記載されていない場合には、「除籍謄本」と呼びます。過去に本籍地を異動されている場合には、異動があった度ごとに各市役所へ交付請求する必要があります。役所での戸籍の保存期間は80年間です。仮に出生当時の戸籍がそれ以前のものである場合には、既に保存期間が過ぎていた旨の証明を交付してもらってください。	交付年月日の制限はありません。現況と変わりがなければ、過去に取得されたものを使用しても結構です。
	相続人様	除住民票 戸籍謄本 住民票 印鑑証明書		現在の戸籍内容を示すものだけで結構です。	
	被相続人様	固定資産評価証明		ご所有されている財産、全てについて必要です。お亡くなりになった年と、不動産の名義変更登記をする年が、2年以上にまたがってしまう場合には、それぞれの年ごとの証明が必要です。	
	被相続人様	固定資産税課税明細書		「名寄帳」とも呼ばれ、毎年5月ごろに市役所から郵送されてきますので、保存されていれば、新たに取得していただく必要はありません。不動産を共有持ち分で所有されている場合、明細書の宛名にお名前が記載されず「他 ●●名」と記載される場合があります。この場合、共有持ち分で所有されている財産について、漏れがないよう明細書をご用意ください。	
	被相続人様	農用地・生産緑地などに係る各種証明書		所有不動産の中に、農用地や生産緑地がある場合や、農地の納税猶予を受けられている場合・うける予定の場合には、「農業振興地域農用地証明書」「納税猶予の特例適用農地等該当証明書」「農業委員会の適格者証明書等」など、各種証明書が市役所・農業委員会等から発行してもらえます。	
法務局	-	登記事項証明書		所有されている不動産全てについて必要です。	
	-	地図・地図に準ずる図面(公図)		所有されている土地全てについて必要です。	
	-	地積測量図		所有されている土地全てについて必要です。しかし、測量がなされていない土地については存在しない場合があります。交付申請を行って頂き、存在しない旨の回答をされた場合は必要ありません。	
森林組合など	被相続人様	森林施業図・森林施業計画書など		所有不動産の中に、森林がある場合には、森林組合より各種証明書を交付してもらえます。	
金融機関	被相続人様	預金残高証明書		お亡くなりになった日での残高証明書をご用意ください。金融機関にて「相続に使用する」とお伝えいただければ、話は通じ易くなりますが、その場合その預金口座は遺産分割に基づく戻戻し手続きをするまでの間、凍結(入出金のできない状態)されます。	名義は異なっても、被相続人の財産と考えられるものを含みます。
	被相続人様	定期預金証書		定期預金をされていた場合にはご用意ください。	
	被相続人様	定期預金解約計算書		ご相続に際し、定期預金口座を解約された場合にはご用意ください。解約時に発行されるものです。	
	被相続人様	株式等の取引残高報告書		株式を所有されていた場合にはご用意ください。証券会社に「相続に使用する」とお伝えいただければ、話は通じ易くなります。	
	被相続人様	配当金支払通知書		直近の配当金受領時のものをご用意ください。	
	被相続人様	その他 債券などの残高報告書		国債、割引債、社債、貸付信託などご所有の場合には残高報告書をご用意ください。	
保険会社	被相続人様	生命保険 保険証券・支払調書		被保険者や義名、或いは保険料支払者が被相続人であった生命保険に関する書類をご用意ください。	
	被相続人様	損害保険 保険証券・保険料払込通知書など		農協の建物更生共済など、貯蓄機能のある損害保険や、保険料を前払いしているような損害保険がある場合にご用意ください。	
中小企業基盤整備機構 勤務先会社など	被相続人様	共済金支払通知書・退職金支払調書など		小規模企業共済を掛けられていた場合や、勤務先から死亡退職金を受け取られた場合にご用意ください。	
ご自宅に保存	被相続人様	所得税確定申告書		過去3年分以上の確定申告書のお控えをご用意ください。当事務所を通じて申告いただいている場合は不要です。	
	前回の被相続人様	相続税申告書		当家において、以前に相続税の申告をされている場合の申告書お控えをご用意ください。当事務所を通じて申告いただいている場合は不要です。	
	-	建築確認申請書		所有されている建物の中で、建築確認申請書が存在するものについてはご用意ください。存在しなければなりません。	
	-	建物・庭園設備など建築時の見積書		所有されている建物やご自宅の庭園設備・外構工事などで、建築時の見積書が存在するものについてはご用意ください。存在しなければ金額等のメモをご用意ください。	
	-	賃貸借契約書		所有されている不動産を賃貸されている場合には、ご用意ください。存在しなければ、賃料・賃貸期間・保証金など賃貸条件をメモいただきご用意下さい。	
	-	法人税申告書・決算書		会社経営をされている場合には、過去3年以上の法人税申告書・決算書をご用意ください。当事務所を通じて申告いただいている場合は不要です。	
	被相続人様	預金通帳		名義は異なっても、被相続人の財産と考えられるものを含みます。生前に現預金の贈与をされている場合には、ご親族の通帳を含め3年以上(10年程度が望ましい)のものをご用意ください。	
	被相続人様	ゴルフ会員証		ご所有の場合にはご用意ください。	
	被相続人様	自動車検査		ご所有の場合にはご用意ください。	
	被相続人様	NTTなど電話料請求書・領収書		直近のものをご用意ください。	
	被相続人様	葬儀費用領収書		通夜・葬儀・納骨に要した費用、或いは親類等の接待に要した食事代等で通常必要と認められる範囲のものについて、領収書をご用意ください。初七日・四十九日などの法要に要した費用の領収は必要ありません。	
	被相続人様	未払いとなっている費用の請求書・領収書		お亡くなりになった日において未払いとなっている税金、光熱水道費、医療費、その他購入代金等で、ご生前の期間に対応するものについて、ご用意ください。	
	被相続人様	その他税務関係書類		過去の贈与税申告書や各種届出書で現存するものについてご用意ください。	